

北海道告示第 10407 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 30 第 1 項の規定に基づき、下記の措置を講ずることを命ずる。

令和 7 年（2025 年）3 月 11 日

北海道知事 鈴木 直道

1 監督命令した年月日

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日

2 監督命令を受けた指定確認検査機関

札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 6 番地 株式会社サッコウケン 代表取締役社長 兼
平 久

3 監督命令の内容

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 15 条第 11 号に係る審査状況について、令和 7 年度の 4 半期毎（6 月・9 月・12 月・3 月末締め）、翌月 10 日までに報告すること。

4 監督命令の原因となった事実

北海道内の建築物（1 件）の計画の確認審査を行った際、過失により、建築基準法第 34 条、同法第 36 条及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 13 第 1 号の規定に基づく平成 20 年 12 月 9 日国土交通省告示第 1446 号（小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件）第 5 号及び第 6 号の規定に適合しない（小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること、上げ戸又は上下戸とすることとされているにも関わらず、これらに適合しない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。